

第2章 国語科

1 趣旨と内容

(1) 「静岡県授業づくり指針 国語科」の趣旨

学習指導要領に示された国語の目標の根底には、中央教育審議会答申（平成20年1月「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」、以下「中教審答申」と略記）に示された改善の基本方針があります。

国語科については、その課題を踏まえ小学校、中学校及び高等学校を通じて、言語の教育としての立場を一層重視し、国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるとともに、実生活で生きてはたらき、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることに重点を置いて内容の改善を図る。

特に、言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成することや、我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむことを重視する。「中教審答申」p.74

国語科では、言語の教育としての指導を重視し、実生活や各教科等で生きて働く国語の能力の育成が求められています。特に、「言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力」「互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力」「我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむ態度」を身に付けることが求められています。

国語科で身に付けた言語能力や態度を、国語のみならず、実生活や各教科等においても生かすことができれば、児童生徒は国語を学ぶ意義や価値を再確認し、国語に対する関心を一層深め、国語を尊重する態度を養っていくことができるでしょう。

学習指導要領第2章第1節国語では、基礎的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けるために、言語活動を通して指導事項(言語能力)を指導することを重視しています。そして、言語活動を通して、国語科における「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成」「主体的に学習に取り組む態度の向上」を図るとしています。

なお、平成19年度から行われてきた全国学力・学習状況調査において、静岡県の児童生徒の国語の学力は、おおむね良好であるということが明らかになりました。これは、静岡県の各学校において、国語科を校内研修の軸に据えたり、校内における言語環境を整えたりするなどして、日頃から授業改善を積み重ね、全教育活動を通して国語の能力を育んできた成果によるものと考えます。また、「静岡県版カリキュラム」「よりよい自分をつくっていくために」「授業づくり規準」等の効果的な活用も、授業改善につながっていると思われます。

このように、「静岡県の授業づくり指針 国語科」は、学習指導要領のねらい、静岡県の教育振興基本計画（「有徳の人」づくりアクションプラン）、静岡県の児童生徒の学力の実態等を踏まえ、静岡県ならではの豊かな国語教育が展開されることを願って作成しました。特に、学習指導要領改訂の第一の要点である、「言語活動を通して指導事項（言語能力）を指導する」ことに重点を置き、理論及び指導計画例等を掲載しています。

(2) 「静岡県の授業づくり指針 国語科」の内容

「1 趣旨と内容」 p. 4～p. 15

国語科における「言語活動の充実」や「評価の在り方」など、学習指導要領の趣旨を生かした国語の授業を構想するに当たって重視したいことを示しました。

【このようにときに活用できます】

- ・国語科における「言語活動の充実」について知りたいとき
- ・授業を構想する上で、単元目標や言語活動を設定するとき
- ・新学習指導要領の趣旨を生かした学習評価を行うとき

「2 目標及び学習内容の系統」 p. 16～p. 33

小学校、中学校及び高等学校の学習内容の系統は、「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」の各領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に分けて示しました。また、小学校学習指導要領の学年別漢字配当表を併せて示しました。

なお、平成21年に示された高等学校学習指導要領では、国語は、「国語総合」「国語表現」「現代文A」「現代文B」「古典A」「古典B」の6科目で構成されていますが、必修科目の「国語総合」を、高等学校国語の科目として例示しました。

【このようにときに活用できます】

- ・小学校、中学校及び高等学校（国語総合）の10年間で、身に付けさせたい力や系統性を確認したいとき
- ・担当している学年の身に付けさせたい力を確認したいとき
- ・新しい単元で指導計画を立てるとき
- ・身に付けさせたい力と児童生徒の実態との違いを把握したいとき
- ・領域別の配當時数を確認したいとき
- ・指導事項に示された内容をバランスよく身に付けさせていくための年間指導計画を作成したいとき

「3 小学校・中学校・高等学校における学習」 p. 34～p. 105

「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕では、学習指導要領の「目標」や「指導事項」に示された言語能力を、言語活動を通して身に付けさせるための指導計画例を示しました。

「伝統的な言語文化に関する事項」「言葉の特徴やきまりに関する事項」「文字(小学校)・漢字(中学校)に関する事項」「書写に関する事項」では、学習指導要領に示された内容の一層の理解を図るために、学習指導要領解説国語編の該当箇所を掲載しました。

【このようにときに活用できます】

「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」

- ・年間を見通した上で、指導事項、言語活動をバランスよく指導したいとき
- ・身に付けさせたい力を明確にした指導計画を立てたいとき
- ・単元を貫く言語活動を位置付けた指導計画を立てたいとき

「伝統的な言語文化に関する事項」「言葉の特徴やきまり（言葉の働きや特徴）に関する事項」「文字（小学校）・漢字（中学校）・漢字に関する事項」「書写に関する事項」

- ・学習指導要領解説に示された内容のポイントとなることを知りたいとき
- ・〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕の具体的な指導計画例を知りたいとき

「4 資料等の利用を図る学習活動」 p. 106～p. 114

学習指導要領第2章第1節国語では、言語活動の充実を図るに当たって、小学校では「課題に応じて必要な文章や資料を取り上げ、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、相互に思考を深めたりまとめたりしながら解決していく能力」、中学校では「小学校で習得した能力の定着を図りながら、中学校段階にふさわしい文章や資料を取り上げ、自ら課題を設定し、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、他者と相互に思考を深めたりまとめたりしながら解決していく能力」、高校では「小・中学校の9年間で身に付けてきた言語能力を総合的に活用しながら、社会人として必要とされる国語の能力の基礎」の育成を重視しています。

【このようなときに活用できます】

- ・課題に対応した指導計画を立てたいとき
- ・資料等を利用した指導計画を立てたいとき
- ・図書館を利用した指導計画を立てたいとき

「5 読書活動の充実」 p. 115～p. 117

言語に関する能力を育むには、読書活動の充実が不可欠です。領域の指導の中で、日常の読書につなげる指導や、読書活動の様々な取組を示しました。

【このようなときに活用できます】

- ・領域の指導を日常の読書活動につなげたいとき
- ・読書活動の具体例を知りたいとき

「6 郷土ゆかりの文学」 p. 118～p. 144

郷土にゆかりのある文学に触れ、郷土の文化や伝統に対する関心や理解を深められるよう、静岡県の子童生徒に紹介したい作品の例などを示しました。

【このようなときに活用できます】

- ・静岡県ゆかりの作品を知りたいとき
- ・静岡県ゆかりの作品を用いて指導計画を立てたいとき
- ・静岡県ゆかりの文学について教材研究等を行いたいとき

「7 高等学校学習指導要領抜粋」 p. 145～p. 147

参考資料として高等学校学習指導要領の一部を抜粋して示しました。

【このようなときに活用できます】

- ・義務教育の学習内容と高等学校の学習内容のつながりを知りたいとき

「8 年間指導計画ワークシート」 p. 148～p. 151

年間指導計画の（領域別）と（月別）のワークシートです。コピーして利用できます。

「9 授業づくり規準（国語科）」

授業における構想、展開、評価、改善のそれぞれの場面で必要な要素がわかります。

(3) 第1章との対応

第1章	第2章
確実に身に付けさせたい内容	3 小学校・中学校における学習（指導計画例） 4 資料等の利用を図る学習活動
発展的な学習の内容例	4 資料等の利用を図る学習活動 5 読書活動の充実
「静岡県ならではの」を生かした内容	6 郷土ゆかりの文学
小・中・高の指導内容を体系的・系統的に捉えた資料	2 目標及び学習内容の系統

※「発展的な学習の内容例」については、上記に示したこと以外に他教科等との連携を通じた指導を含む。